

国と地方のシステムWG提出資料

地方交付税等について
(森林吸収源対策等の実施)

令和元年11月

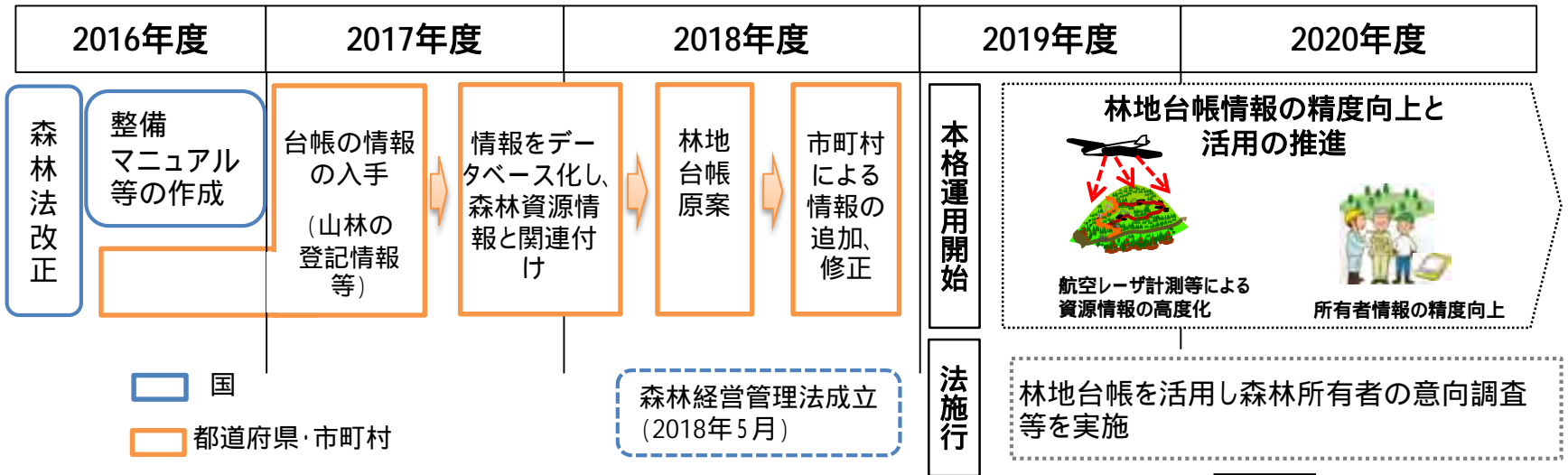
農林水産省

林地台帳を活用した森林の経営管理の集積・集約化の推進

森林吸収源対策の推進に向け、森林の経営管理の集積・集約化を図りつつ効率的・効果的な森林整備を進めていくため、所有者や境界の情報を整理した林地台帳を整備し、2019年4月より、運用を開始。集積・集約化を進める森林組合や林業事業者に対して情報提供が可能となった。

林地台帳を活用し、本年4月に施行された森林経営管理法に基づき、市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に、森林所有者の意向調査等を開始。

今後、林地台帳情報の精度向上を図りつつ、上記による森林の経営管理の集積・集約化を推進。



森林の経営管理の集積・集約化の推進

取組の進捗 (2019年3月末)

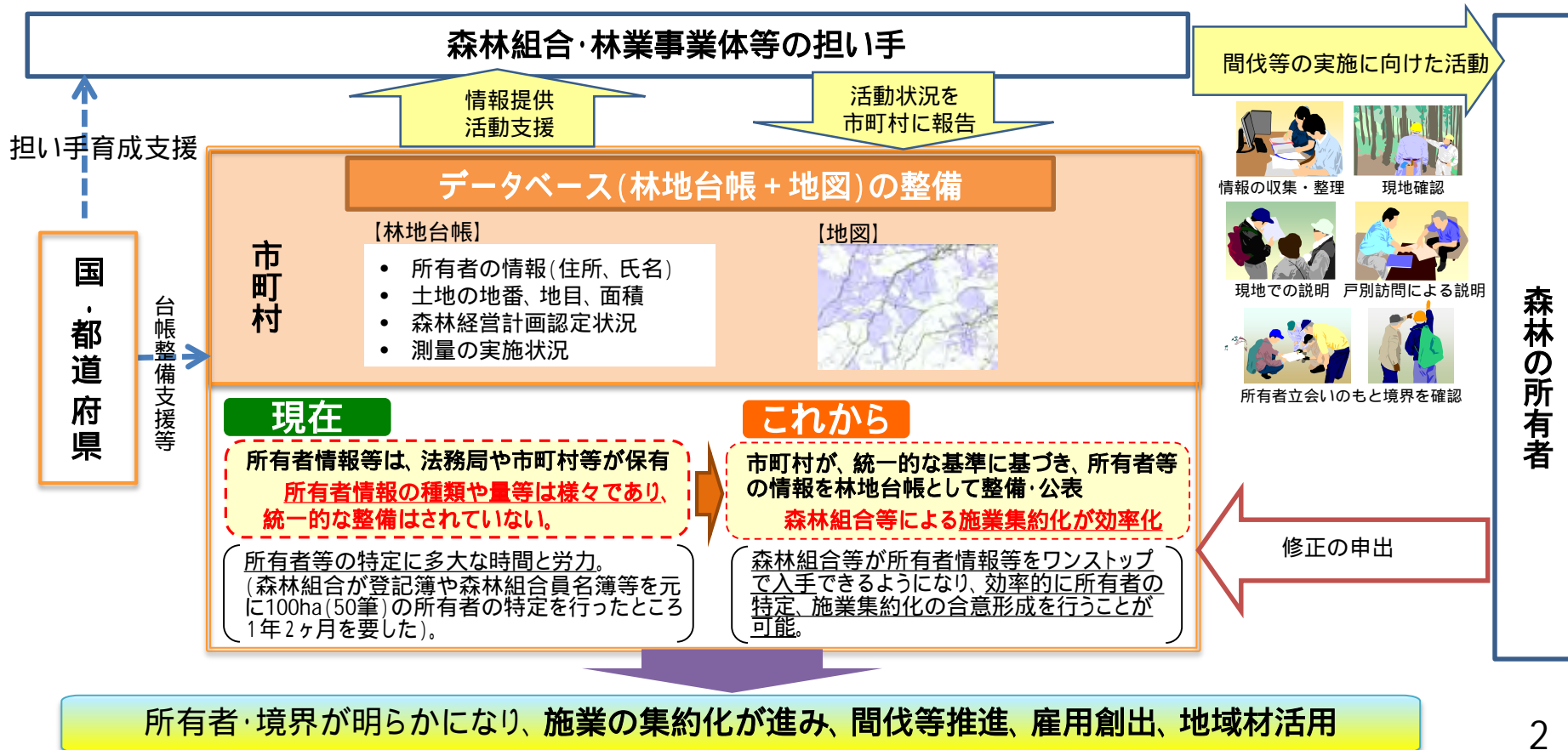
~ 林地台帳の整備：全市町村で実施済み

- KPI
- 第1階層 新たな制度の下で林地の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割
 - 第2階層 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割

【参考】 林地台帳について

森林の施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、民有林が所在するすべての市町村で整備する制度を創設

林地台帳の整備後は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合・林業事業体等へ情報提供



【参考】 森林経営管理法 (森林経営管理制度) の概要

森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

